

<講座用テキスト：労働編>

※注) この「条文改正に伴う補正情報」は、令和7年4月12日時点における情報です。
 また、この情報（誤記誤植等による訂正を含む）は、テキスト掲載分に対応する補正であり、改正内容の全てが網羅されているものではありませんので、その点にご留意下さい。

雇用保険法

◆誤記等訂正表 <INPUT テキスト>

頁	誤	正
131	<p>3つ目の□ 支給申請は、<u>本人自身が安定所に出頭して行う</u>ほか、<u>代理人（提出代行を行う社会保険労務士を含む、以下同じ）、郵送又は電子申請により行うこととしても差し支えない</u>（代理人による申請の場合は委任状を必要とする）。この場合において、郵送による場合は発信日を申請日とし、消印により確認する。また、電子申請による場合は、汎用受付システムに備えられたファイルへの記録がされた日を申請日として取り扱う。 ただし、<u>指定教育訓練実施者及び教育訓練施設、その販売代理店等</u>（契約関係の有無及びいかなる名称によるかを問わず、販売代理店、販売取次店、販売代理員その他、支給申請に係る対象教育訓練を販売する者すべてをいう、以下同じ）に所属する者を代理人とする支給申請は認めない（行政手引 58015）。</p>	<p><u>全文差替え</u></p>

◆誤記等訂正表 <過去問網羅>

No.	誤	正
228	<p>(R05-07B) 正誤・根拠 ✕・行政手引 58115 <u>解説 全文差替え</u></p>	<p><u>○・58015</u> 設問のとおりである。なお、出題当時は「疾病又は負傷等その他やむを得ない理由がある場合」に限り、代理人、郵送又は電子申請による申請を認めていたが（「誤」の選択肢）、2024年2月1日以降はこの要件が廃止された。</p>